



カタクリ

税務と経営

編集発行人
税理士

三木 泰

事務所 〒597-0083
貝塚市海塚3-9-17
TEL 072(431)1644

3月

(弥生) MARCH

20日・春分の日

日	・	14	28
月	1	15	29
火	2	16	30
水	3	17	31
木	4	18	・
金	5	19	・
土	6	20	・
日	7	21	・
月	8	22	・
火	9	23	・
水	10	24	・
木	11	25	・
金	12	26	・
土	13	27	・

3月の税務と労務

- | | |
|--|---|
| 国 税 ／令和2年分所得税の確定申告
2月16日～3月15日 | 国 税 ／1月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)
3月31日 |
| 国 税 ／個人の青色申告の承認申請
3月15日 | 国 税 ／7月決算法人の中間申告
3月31日 |
| 国 税 ／贈与税の申告
2月1日～3月15日 | 国 税 ／4月、7月、10月決算法人の消費税の中間申告(年3回の場合)
3月31日 |
| 国 税 ／2月分源泉所得税の納付
3月10日 | 地方税 ／個人の都道府県民税、市町村民税、事業税(事業所税)の申告
3月15日 |
| 国 税 ／個人事業者の令和2年分消費税の確定申告
3月31日 | |

ワンポイント 発信主義と到達主義

納税者が提出する書類の効力は、原則として書類が税務官庁に到達した時とする「到達主義」とされていますが、郵便又は信書便により提出された確定申告書などの納税申告書(添付書類及び関連提出書類を含む)については、通信日付印により表示された日を提出日とみなす「発信主義」とされています。

未払賃金立替払制度

未払賃金の立替払制度は、企業が「倒産」したために、賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、その未払賃金の一定範囲について労働者健康安全機構が事業主に代わって支払う制度です。

立替払を受けることができるのは、次の要件を満たしている場合です。

1 使用者の要件

- ① 1年以上事業活動を行っていたこと
- ② 倒産したこと

倒産は、大きく分けて次の2つの場合があります。

イ 法律上の倒産

この場合は、破産管財人等に倒産の事実等を証明してもらう必要があります。必要な用紙は労働基準監督署に備え付けてあります。

ロ 事実上の倒産

中小企業の事業活動が停止し、再開す

る見込みがなく、賃金支払能力がない場合が該当します。労働基準監督署長の認定を受けるため、労働基準監督署に認定の申請をする必要があります。

2 労働者の要件

倒産について裁判所への申立て等（法律上の倒産の場合）又は労働基準監督署への認定申請（事実上の倒産の場合）が行われた日の6か月前の日から2年の間に退職した者であること。

3 立替払の対象賃金

労働者が退職した日の6か月前から立替払請求日の前日までに支払期日が到来している定期賃金と退職手当のうち、未払となっているものです。賞与は立替払の対象とはならず、また、未払賃金の総額が2万円未満の場合も対象とはなりません。

4 立替払をする額

立替払をする額は、未払賃金の額の8割です。ただし、退職時の年齢に応じて88万円～296万円の範囲で上限が設けられています。

未婚ひとり親の年金保険料免除の創設

令和3年4月より、国民年金の保険料免除基準が改正され、未婚のひとり親が申請全額免除の対象者となります。

従来は、婚姻経験がある者で、配偶者と死別・離婚した者が対象でしたが、未婚のひとり親であっても、前年所得が135万円以下の者についても免除対象者として追加されました。

従来の障害者や寡婦に対する申請免除の所得要件は、前年所得が125万円以下の者とされていましたが、こちらも135万円に引き上げられます。

将来の老齢年金額を計算するときは、免除期間は保険料を全額納めた時に比べて2分の1（平成21年3月までの免除期間は3分の1）として計算されるため、受給する年金額を増額するには、保険料を後から納める（追納）必要があります。

追納は過去10年に遡って行うことができます。

パート労働者の健康診断

① 常時使用する労働者に対し、雇入れ時や一年に一回（原則）の健康診断を実施することが、労働安全衛生法で事業者には義務づけられています。

② パート労働者等の短時間労働者については、次の①と②のいずれも満たす場合に、健康診断の実施義務が生じます。

① 期間の定めのない契約により使用される者であること。

② その者の一週間の労働時間数が当該事業場において同種の業務に従事する通常の労働者の一週間の所定労働時間数の四分の三以上であること。

一、七〇〇円＋二万四、九〇〇円＋七万五、〇〇〇円)を三で割った額が子一人あたりの受給額です。

(三) 厚生年金保険

① 亡くなった者の要件

次のいずれかに当てはまる者の死亡が要件です。

- a 厚生年金保険の被保険者
- b 被保険者期間中に初診日がある傷病が原因で、初診日から五年以内に死亡
- c 障害等級一級または二級の障害厚生(共済)年金の受給権者
- d 老齢厚生年金の受給権者・受給資格期間を満たした者(保険料納付済期間等を合算した期間が二五年以上ある者に限る)

② 保険料納付要件

①のa・bに該当するときは、保険料の納付状況も要件の一つとされ、前述の国民年金と同様の要件を満たす必要があります。

③ 受給者

死亡した者により生計を維持していた者(年収要件は遺族基

礎年金と同じ)で次のように優先順位が定められ、上位者に権利が確定した場合、下位者の権利はなくなります。

1 配偶者又は子

・子のない三〇歳未満の妻または三〇歳到達前の子を有しなくなった妻はそのときから五年間の有期給付

・夫は五五歳以上の者で支給開始は六〇歳からですが、遺族基礎年金を受給できる場合は六〇歳前であっても受給可

・子は、前述の遺族基礎年金同様の年齢、障害等級、婚姻の有無の要件あり

2 父母(夫と同様の年齢制限があり)

3 孫(子と同じ要件があり)

4 祖父母(夫、父母と同様の年齢制限があり)

なお、遺族基礎年金の要件を満たす配偶者や子については、遺族厚生年金も併給できます。

④ 年金額

死亡した者の老齢厚生年金の報酬比例部分に相当する額(参考)の四分の三が支給されます。

(参考)老齢厚生年金の額は「平均標準報酬額×五・四八一／

一〇〇〇×被保険者期間の月数」等の算式で求めます。平成十五年三月までの被保険者期間の有無や死亡者の生年月日に応じて計算式が変わります。

また、被保険者期間が三〇〇月(二五年)に満たない者は、三〇〇月とみなして計算し、年金額が低額とならないようにする取扱いもあります。

二 労災保険

労働者が死亡したときに、その者によって生計を維持していた者に対し遺族給付(年金又は一時金)が支給されます。

なお、業務上災害・通勤災害・複数就業者の災害のいずれかにより給付名は変わります。

① 受給者

遺族補償年金は、労働者の死亡当時その収入によって生計を維持していた配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹のうち、最先順位者(受給権者)に対し支給されます。

妻以外の遺族は、労働者の死亡の当時に六〇歳以上または一八歳到達年度の年度末までであるか、一定の障害の状態にあ

ることが必要です。

なお、労災保険では先順位の方が婚姻や死亡等により受給権を失ったときは、次順位の者に対して支給されます(転給といえます。国民年金や厚生年金保険には転給の仕組みがありません)。

遺族補償一時金は、遺族補償年金を受給できる遺族がないとき等に、一定の遺族に対して支給されます。

② 受給額

遺族補償年金の受給額は、「給付基礎日額(死亡した労働者の平均賃金)×日数」で計算したものを毎年支給します。

日数は、前述の受給資格者の数に応じ、一五三分(二人)から二四五五分(四人以上)の範囲とされます。

遺族補償一時金は、給付基礎日額の一、〇〇〇日分です。

③ 特別支給金

遺族補償年金や遺族補償一時金とは別に、特別支給金として、遺族特別支給金(定額で三〇〇万円)や遺族特別年金・一時金も支給(賞与に基づいて支給額を算出)されます。

知っておこう 遺族に対する 公的給付



遺族に対する公的な給付には、国民年金や厚生年金保険(注)の年金給付や労災保険の年金(又は一時金)などがあります。

(注) 平成二十七年十月一日に「被用者年金一元化法」が施行され、それまで厚生年金と共済年金に分かれていた年金制度は、厚生年金保険に統一されました。

今回は、世帯の生計を維持していた者の死亡により、残された遺族が受給することのできる給付について解説します。

なお、年金制度では受給要件や年金額の計算において制度改正時の経過措置や特例的な扱いが設けられています。主なものを取り上げます。

のを取り上げます。

詳細は、最寄りの年金事務所(国民年金・厚生年金保険)、労働基準監督署(労災保険)にてご確認ください。

一 国民年金・厚生年金保険

(一) 概要

遺族年金には、国民年金から支給される「遺族基礎年金」と厚生年金保険から支給される「遺族厚生年金」があります。また、労災保険では「業務上または通勤途中」の被災で死亡したときに支給されるのに対し、国民年金・厚生年金保険では業務上外に関わらず支給されます。したがって、業務上または通勤途中の被災で死亡したときには、国民年金・厚生年金保険と労災保険の給付が支給されることもあります(この場合、労災の年金給付の一部が減額されます)。

(二) 国民年金

① 亡くなった者の要件

次のいずれかに当てはまる者の死亡が要件です。

a 国民年金の被保険者

b 国民年金の被保険者であった六〇歳以上六五歳未満の者で、日本国内に住所を有していた者

c 老齢基礎年金の受給権者・受給資格期間を満たした者(保険料納付済期間等を合算した期間が二年以上ある者に限ります)

② 保険料納付要件

①のa・bに該当するときは、保険料の納付要件もあります。原則として、死亡月の前々月までの被保険者期間に、保険料納付済期間(保険料免除期間を含みます)等が三分の二以上あることが要件です。ただし、令和八年三月末までは、六五歳未満の者の死亡の場合、死亡月の前々月までの直近一年間に保険料の未納がなければ、保険料納付要件を満たします。

③ 受給者

死亡した者により生計を維持していた次のいずれかの者が対象です(年収八五〇万円未満の者に限ります)。

・子のある配偶者
・子

なお、「子」とは、一八歳到達年度の年度末を経過していない子または二〇歳未満で障害年金の障害等級一級・二級に該当する現に婚姻していない子に限られます。

配偶者が受給できるのは、年齢又は障害の要件を満たす子がある場合のみですが、夫については平成二十六年四月以降に妻が死亡した場合に限ります。

④ 年金額

年金額は次のとおりです(令和二年度額)。

・配偶者が受けるとき
七八万一、七〇〇円+子の加算額

・子が受けるとき
七八万一、七〇〇円+二人目以降の子の加算額

なお、子の加算額は、一人目、二人目が二二万四、九〇〇円、三人目以降は七万五、〇〇〇円です。

配偶者がなく、子が受給権者となるときは、前記の「子が受けるとき」の額を子の数で割った額が一人当たりの額となります。例えば、兄弟が三人では一〇八万一、六〇〇円(七八万